

1. 概要

具体的対応方針とは、①2025年を見据えた構想区域において担うべき役割(病床機能)、②2025年に持つべき医療機能ごとの病床数を含む計画等であり、医療機関ごとに以下のとおりである。また、具体的対応方針は、各圏域の地域医療構想調整会議で合意を得る必要がある。

なお、一度合意を得た具体的対応方針についても、変更がある場合には再度調整会議で検討することとなっている。

- ・公立病院・・・「新公立病院改革プラン」
→「公立病院経営強化プラン(R5年度末までに策定)」
- ・公的医療機関等・・・「公的医療機関等2025プラン」
- ・民間病院・有床診療所等・・・「病床機能報告での病床機能・病床数」

※公的医療機関等とは、

- ・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等が開設する医療機関
- ・医療法第7条の2第1項第2号から第8号に掲げる者(共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関
- ・その他の独立行政法人(国立病院機構、労働者健康安全機構)が開設する医療機関
- ・地域医療支援病院、特定機能病院

医療機関ごとの具体的対応方針の検証・見直しへの対応について

2. 具体的対応方針(病床機能および病床数含む)合意の方針(案)

(ア)公立病院

○病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を策定した上で、具体的対応方針を協議する。

- ・公立病院経営強化プラン(病床機能および病床数)について協議

※再検証要請対象医療機関の場合

再検証対象医療機関は、既に病床数や病床機能の再編等について、一定の対応をとることで調整会議の合意を得ている場合においても、他機関の診療実績や医療需要の推移等を踏まえ、妥当性について明示的かつ丁寧な説明を行い、改めて合意を得ること。

(イ)公的医療機関等2025年プラン対象医療機関(公立病院を除く公的医療機関等)

○「公的医療機関等2025プラン」および病床機能報告データを踏まえて、検証・見直しを行う

- ・公的医療機関等・・・「公的医療機関等2025プラン」

(ウ)その他の医療機関

○病床機能報告データを踏まえて、検証・見直しを行う。

- ・民間病院・・・「公的医療機関等2025プラン」に準じた計画、「病床機能報告での病床機能・病床数」
- ・有床診療所・・・「病床機能報告での病床機能・病床数」